

(別紙)

令和8年度ひとり親家庭等総合相談支援事業委託仕様書

1 委託事業名

令和8年度ひとり親家庭等総合相談支援事業

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 委託事業の内容

相談支援を必要とするひとり親家庭等(母子家庭及び父子家庭並びに寡婦をいう。以下同じ。)に対して、民生・児童委員などの地域の支援者が必要に応じて訪問するなど、地域全体で見守り、その悩みや支援ニーズを丁寧に拾い上げ、関係機関が連携して適切な支援を行うひとり親家庭等を支える仕組みを構築するとともに、ひとり親家庭等からの相談を関係機関に繋げるため、ひとり親家庭等応援サポートセンターを設置する。

(1) ひとり親家庭等応援サポートセンター

ア 開所日

毎週月曜日から金曜日まで及び毎月第3土曜日
(年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日を除く)

イ 開所時間

午前9時から午後5時15分まで
ただし、毎月第2、第3金曜日は午後9時まで

ウ 職員配置

次に掲げる職員を2名配置するものとする。

① コーディネーター兼相談員 1名

ひとり親家庭等に対する相談支援に関する専門的な知識を有し、ひとり親家庭等支援に係る全県的なネットワークの構築及び地域ネットワークの構築支援、支援者研修の企画運営などを行うことのできる者

② 相談員 1名

ひとり親家庭等に対する相談支援に関する専門的な知識を有する者
なお、①、②とも、相談対応のため、以下の要件を満たす者とする。こと。
・ 社会福祉士資格保有者もしくはそれと同等の能力を有すると認められる者
・ 相談業務に1年以上従事した経験を有する者が望ましい。

エ 業務内容

ひとり親家庭等応援サポートセンターは以下の(2)～(7)に定める業務を行う。

(2) 岩手県ひとり親家庭等サポートネットワーク会議の開催

地域におけるひとり親家庭等を支える仕組みづくりを推進するネットワークを構築するため、関係団体等の代表者によるネットワーク会議を次のとおり開催する。

ア 想定される構成員

県関係室課、市町村(2団体程度)、県社会福祉協議会、岩手労働局、ひとり親家庭等就業・自立支援センター及びひとり親支援に携わるNPO法人並びに母子福祉、教育、保育・幼稚園及び医療に係る県関係団体

イ 開催回数

年2回

ウ 会議における主な検討事項

- ・ 支援を必要とするひとり親家庭等がいずれの機関等に相談しても必要なサービスに確実につながり、継続して支援していく仕組み（支援ガイドライン）の検討
- ・ 支援する場合の個人情報の取扱
- ・ 地域ネットワーク会議(下記(3)に記載)の運営等に関する検討

エ 会議開催にあたっての留意事項

会議の企画立案及び資料作成にあたっては委託者と協議すること。

(3) 地域における連携体制の構築支援

広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境センター（以下、「広域振興局保健福祉環境部等」という。）がそれぞれの圏域（9圏域を予定）において設置を予定する「ひとり親家庭等サポートネットワーク会議」（以下、「地域ネットワーク会議」という。）の円滑な運営を支援するため、連携体制の構築支援を次のとおり行う。

ア 地域ネットワーク会議の開催に当たり、広域振興局保健福祉部等の担当者からの相談等に対して、必要な助言指導を行うこと。

イ 各地域で実施する地域ネットワーク会議に出席し、必要な助言指導を行うこと。

(4) 支援者研修の実施

地域でひとり親家庭等の支援に携わる民生・児童委員などの対応力向上のため、支援者研修を次のとおり行う。

ア 民生・児童委員等を対象とする研修

- ・ 広域振興局保健福祉環境部等の9圏域において、民生・児童委員等を対象とした研修を実施する（各1回）。
- ・ 研修は60分程度の講義を基本とし、専門知識と経験を有する外部講師の活用を検討するとともに、必要に応じて、講義に代えてグループワークなどを行うものとする。また、やむを得ない理由により講義形式での実施が難しい場合は、資料配布等による情報提供を講義に代えることとしてもよい。
- ・ 広域振興局保健福祉環境部等が主催する民生・児童委員等が対象の研修に併せて実施するなど、対象者が参加しやすい日程とすること。

イ 県、市町村及び市町村社会福祉協議会等の担当者を対象とする研修

- ・ 市町村及び市町村社会福祉協議会の担当者並びに広域振興局等の母子父子自立支援員等を主な対象とする研修を盛岡、県南、沿岸、県北地域で各1回開催することを基本とする。
- ・ 研修は90分程度の講義2コマ程度を基本とし、専門知識と経験を有する外部講師の活用を検討するとともに、必要に応じて、講義に代えてグループワークなどを行うものとする。
- ・ 研修内容については、委託者と協議すること。

(5) ひとり親家庭等に関する相談支援及び相談対応

ひとり親家庭等やその支援者を支援するため、ひとり親家庭等に関する相談支援及び相談対応を次のとおり行う。

なお、相談支援に当たっては、必要に応じて市町村又は市町村社会福祉協議会などを通じて民生・児童委員に対応依頼を行うなど、同行支援や見守り支援などの伴走型支援が継続されるよう配慮するものとする。

- ア 地域でひとり親家庭等の支援に携わる、市町村職員、市町村社会福祉協議会職員、民生・児童委員等からの相談に応じて、支援方法等に関する専門的助言を行うこと。
- イ 電話、窓口、LINE 又は Zoom 等オンラインミーティング機能におけるひとり親家庭等からの直接の相談(以下「相談対応」という。)に対応し、広域振興局保健福祉環境部等の地域の相談機関や専門機関(以下「地域専門機関等」という。)を紹介するなど、適宜、必要なアドバイスや情報の提供を行う (Zoom 等オンラインミーティング機能によるオンライン相談は、相談者希望者からの予約に基づいて、毎月第2、第3金曜日の午後5時15分から午後9時まで行うものとする。)
- ウ 困難な事例等に対しては、必要に応じて直接現地に出向き、相談支援等に当たること。

(6) ひとり親家庭等支援施策ガイドブックの更新及び情報発信

ひとり親家庭等に対する公的支援施策等の周知と活用を促進するため、ガイドブックの更新及び普及啓発を次のとおり行う。

ア ガイドブックの更新及び関係機関への配布

ひとり親家庭のための支援策ガイドブックの内容を委託者と協議の上更新し、関係機関等を通じてひとり親家庭等に行き渡るよう配布する。

イ ホームページや広報誌等を活用した広報及び普及啓発

市町村等に対し、ホームページや広報誌等での広報及び普及啓発を促すこと。

(7) 家計管理・生活支援講習会及び個別相談の実施

ひとり親家庭等の家計管理に関する課題解決のため、ファイナンシャルプランナー等の資格を有する者による講習会及び個別相談を次のとおり行う。

実施回数に応じて、実際に要した経費の額をもって委託料の額とする。

ア ファイナンシャルプランナーによる講習会の開催

- ・ ひとり親家庭等を対象に開催する。
- ・ 講習会は1回3時間程度、4回実施することを基本とする。また、オンライン開催やオンデマンド配信等、県内のひとり親が受講しやすい環境づくりに配慮すること。

イ ファイナンシャルプランナーによる訪問型の個別相談

- ・ ひとり親家庭等からの要望により実施する。
- ・ 個別相談は1回3時間程度を基本とし、内陸地域、沿岸地域で各10人(ひとり2回程度)を上限に実施する。

4 事業実施にあたっての留意事項

(1) 個人情報管理

相談者、研修受講者等の個人情報は、岩手県個人情報保護条例(平成13年岩手県条例第7号)等により取り扱うこと。

(2) 契約の変更

仕様書に定める業務以外に必要な業務が生じたときは、協議により契約の変更が行われることがあること。

(3) 関係機関との連絡調整

事業の実施にあたっては、必要に応じて、市町村等関係団体と意見交換や連絡調整を行い、事業の効果的な実施に努めること。

(4) 広報活動の実施

市町村等関係団体との連携を密にするとともに、ホームページや広報誌等を活用し、事業の広報を積極的に行うこと。

(5) その他

ア 事業の実施にあたっては、「ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱」（平成 28 年 4 月 1 日雇児発第 0401 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第 4 第 1 項に十分留意の上、実施すること。

イ 本業務の履行にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条第 1 項に基づく「岩手県知事部局における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成 28 年 2 月 15 日付け障第 900 号保健福祉部長通知）第 3 に規定する合理的配慮について留意すること。

5 連絡先

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1